

平成二十三年第二回

荒川区教育委員会定例会

平成二十三年一月二十八日
於）荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成二十三年荒川区教育委員会第二回定例会

一 日 時

平成二十三年一月二十八日

午後一時三十分

二 場 所

特別会議室

三 出席委員

委員長職務代理者 委員

高田昭仁 小林敦子 青山侑介 高野照夫

四 出席職員

教育部長 教育施設課長 教育総務課長

新井基司 入野隆二 樋口隆之 三枝直樹 佐藤泰祥

社会教育課長 社会体育課長 指導室長

泉谷清文 鈴木明雄 南千住図書館長

南千住図書館長

東山忠史

五

案 件

(一) 審議事項

議案第 二 号	平成二十二年 度荒川区 登録文化財 の登録及び 荒川区指定 文化財の指 定について	書 記	大 谷 実
議案第 三 号	荒川区職員 定数条例の 一部を改正 する条例に 対する意見 の聴取につ いて	書 記	浅 沼 佳 子
議案第 四 号	職員の退職 手当に關す る条例の一 部を改正す る条例に對 する意見の 聴取につい て	書 記	湯 田 道 徳
議案第 五 号	荒川総合ス ポーツセン ター条例の 一部を改正 する条例に 對する意見 の聴取につ いて		
議案第 六 号	幼稚園教育 職員の勤務 時間、休日 、休暇等に 關する条例 の一部を改 正する条例 について		
議案第 七 号	幼稚園教育 職員の給与 に関する条 例の一部を 改正する条 例に對する 意見の聴取 について		
議案第 八 号	幼稚園教育 職員の給与 等に関する 特別措置に 關する条例 の一部を改 正する条例 について		

議案第九号 平成二十二年 度荒川区一般会計補正予算（第三回教育費）に対する意見の聴取について

議案第十号 平成二十三年 度荒川区一般会計予算（教育費）に対する意見の聴取について

議案第十一号 尾久八幡中学校建築工事請負契約に対する意見の聴取について

（二） 報告事項

ア 小学校一年生の三十五人学級への対応について

イ 平成二十二年 度 文部科学大臣優秀教員表彰の受賞について

ウ 平成二十二年 度第二回企画展「煉瓦のある風景」あらかわの建築と煉瓦産業」の開催について

（三） その他

ア 荒川遊園における自動販売機の設置について

委員長

ただいまから、荒川区教育委員会第二回定例会を開催いたします。

出席委員数のご報告を申し上げます。五名出席でございます。

会議録の署名委員は、高野委員及び川寄委員にお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

教育長

本日の審議、よろしくお願いいたします。

委員長

初めに、会議録の承認を行います。

お手元に、平成二十二年九月十七日の会議録及び十月八日の会議録を配付しております。本会議録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、確認等をしていただきました。本日、特に委員から意見等がなければ承認したいと思えますが、よろしいでしょうか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

それでは、承認いたします。

それでは、本日の議事日程に従い、議事を進めます。

本日は、審議事項が十件、報告事項が三件ございます。

なお、委員会終了後、協議会として小学校長会の研究発表に参加し、意見交換等を行うことを予定しておりますので、事務局は簡潔な説明、円滑な審議にご協力いただきますようお願いいたします。

初めに、議案の審議を行います。

議案第二号「平成二十二年度荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定について」を議題といたします。

議案第二号について説明をお願いします。

社会教育課長

議案第二号「平成二十二年度荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定について」、ご説明させていただきます。

提案理由でございます。荒川区文化財保護条例第四条及び第六条の規定により、荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定を行うため、提案させていただくものでございます。内容でございます。

登録すべき文化財の登録について。種別でございます。有形文化財建造物・本行寺山門付門番所及び築地塀、有形文化財古文書・碩運寺文書、有形文化財歴史資料・題目塔（元禄十一年二月中浣五日銘）、無形文化財工芸技術・七宝の畠山弘氏。

次に、指定すべき文化財の指定について。種別でございます。有形文化財彫刻・木造二天王立像、無形文化財工芸技術・提灯文字の前森英世氏でございます。

以上、六点でございますが、詳細につきましては、野尻館長よりご説明させていただきます。

委員長
野尻館長、お願いします。

ふるさと文化館館長

文化館館長・野尻より、今年度の登録指定文化財の内容についてご説明いたします。

お手元に資料を用意しておりますので、そちらをごらんください。

まず第一番目の有形文化財建造物・本行寺山門付門番所及び築地塀ですけれども、こちらは西日暮里三丁目の駅の近くにあります本行寺さんの山門になります。江戸末期の建立の山門なのですけれども、門の形式自体は切妻造り・棧瓦葺で、高麗門という形をしています。高麗門というのは、武家屋敷ですとか、お城などによく使われる門の形式でございます。高さが六メートルありまして、相当大的な門だということがおわかりになるかと思えます。門の東側の門番所、それから、連続して築地塀があることにも価値があるということでございます。

門の東側の門番所ですけれども、これは今、お寺さんの管理をする方がお住まいになっております。安政二年の地震、それから、大正十二年の地震の際にも一部倒壊しておりますけれども、もともとの材料を使いながら補修・再建されておりました。当初の門の形態を良好に維持している文化財だと思われまます。

山門の扁額ですけれども、写真のほうに「長久山」とありますが、これは幕末の三筆として知られている書家・市河米庵の筆の扁額になっております。今かかっておりますのはレプリカでございます。本物のほうは本堂に納められております。

こちらの山門につきましては、日暮里の寺町における歴史的景観を特徴づける建造物としても貴重であるということ、保存するようにといい答申をいただいております。

以上が本行寺山門の説明になります。

続きまして、写真で、右側の地図のようなものを見ていただきたいと思います。こちらは有形文化財古文書・碩運寺文書という資料の一部でございます。西尾久二丁目の碩運寺さんが所蔵の古文書でございます。総数は二十八点ございます。こちらの碩運寺さんはもとも墨田区の本

所のほうにありましたが、明治四十三年に大水害がございましたが、そのときをきっかけとして尾久に移転してまいりました。大正三年のことなのですけれども、こちらの住職が境内に井戸を掘っておりましたらラジウム温泉が出てきました、以来、寺の湯という湯治場を開設いたしました、これが尾久の近代の発展のきっかけになったところと知られているものです。掲載しております写真は、その寺の湯に関する図面でございます。

文書の構成は、江戸時代から近現代に及ぶ文書になりますけれども、大体十九世紀の文書から現代の過去帳まで含まれております。こちらの資料におきましては、大正時代の尾久地域の発展を明らかにするものとして、地域にとつて貴重であるということとで答申をいただいております。以上が碩運寺文書の説明でございます。

続きまして、有形文化財歴史資料・題目塔（元禄十一年二月中浣五日銘）でございます。こちらは、南千住駅の近くの延命寺さんというお寺さんの境内に置かれております。首切地藏さんと言いますとおわかりになるかと思いますが、そのそばに置いてある石塔です。高さが三メートル三十二ということで、これも非常に巨大な石塔でして、小塚原の仕置場に建っていたものとして、象徴的な存在として知られているものです。

これをつくった施主ですが、京都の谷口という一族、法華経の信者です。この谷口氏が全国に百基以上の同じような石塔を建てておりまして、その中の一基と考えられております。品川の鈴木森の仕置場も有名ですが、そちらのほうにも同じものが建てられています。十九世紀の前半に地中に埋もれていたのですけれども、幕末に小塚原の名主らがお金を出し合ってこれを再び建てたということで知られております。明治時代になりました、今の常磐線ですけれども、土浦線・隅田川線が開通した折に、この石塔と首切地藏さんは現在地に移っております。もともとはもつ

と南側に置かれておりました。

こちらの資料は、小塚原の仕置場の代表的な石像物として、南千住だけではなく区内でも知られており、区にとって歴史的に価値が高いということで保存の必要があるという答申をいただいております。

以上が題目塔の説明になります。

続きまして、無形文化財工芸技術でございますが、七宝の畠山弘さんです。写真の一番下の左の眼鏡をかけた職人さんですけれども、こちらの畠山さんは昭和二十八年生まれ、南千住五丁目、文化館のすぐ近くにお住まいです。七宝と言いますと、金属の素地にガラス質の釉薬を盛り込んでさまざまな模様をつけていく技術ですけれども、これは近世の初頭に朝鮮半島のほうから入ってきた技術でして、畠山さんのお宅では、お父さまの代からこれをおやりになっておりました。畠山さんは、畠山家では二代目の職人さんということになります。

もともと七宝焼きにつきましては刀の装飾などに使われておりましたけれども、明治期になりますと、廃刀令がしかれました。仕事的にはちよつと落ち込んできましたけれども、その後、外国人向けの装飾品などに技術を転換いたしました。それから、叙勲のときのバッジのようなもの、ああいったものも、実はもともと七宝でつくられたということ、それで何とか江戸時代以来の技術が今に伝わっているということでございます。

こちらは七宝づくりの中でもデザインからおやりになるといことで、そのデザインの考案ですとか、盛り込みの技術、仕上げの作業においても、現代に見合った作品として仕上げており、区にとって貴重であるという答申をいただいております。

ちなみに、七宝焼きの職人さんは、今のところ、荒川区では初めての登録になります。

以上が登録文化財の説明になります。

続きまして、写真の資料の二枚目を見ていただきたいと思います。まず、指定文化財の有形文化財彫刻・木造二天王立像という仏像のほうを見てください。こちらは、登録時には持国天と多聞天という名前で登録させていただいておりましたけれども、審議会の委員としまして、今回、運慶の研究で有名な山本勉先生に調査を依頼いたしましたしまして、詳細な調査をしていただいたところ、次のようなことがわかりました。

実は、仏像の名称自体も、むしろ、持国天像もしくは毘沙門天像というふうに考えたほうがよろしいのではないかと。名称をまず考えましょうということ。それぞれの名称を個別につけるよりも、「二天王立像」というのが通常であるということ、名前はこのように変更になりました。それと、この仏像は近世のものだとずっと言われていたものなのですけれども、実は平安時代の仏像だということがわかりました。近世よりも古いのではないかとというような諮問の仕方をしたのですが、調べていただきまして平安時代の仏像だということが確認できまして、両方とも平安仏だそうです。東京都内にある中でも古いものに属するということです。

どうして養福寺にあるかと言いますと、仁王門をつくったのが十八世紀の初頭ぐらいなので、けれども、恐らく、そのときにかかわったお坊さんですか、施主の方が、有力な施主だと思います。ですから、東北ですとか関西のほうにあった仏像を持ってきてここに納めたのではないかと。そのようなことは江戸ではよくあることだということですので、江戸の古い仏像の迎え方についての例としては非常に興味深いものだというご意見をいただいております。こちらの古仏を組み合わせて二天像に入れたことと、後世の手は若干入っておりますけれども、今後、良好な修復をすることによってもうちよつと価値が高まるのではないかとというご意見もいただいております。

す。

区内はもちろん、都内に伝来した仏像の中でも、古例に属するということが、または、幕府が置かれた江戸においての地方の古像の需要のあり方を伺う上でも大変貴重な事例であるという答申をいただいております。もちろん東京都内でも古いのですが、今のところ、荒川区内で最古の仏像ということになります。

続きまして、もう一件指定文化財がございまして、無形文化財工芸技術・提灯文字、前森英世さん。昭和十年のお生まれで、荒川六丁目にお住まいです。提灯文字というのは、提灯を組み立てるのではなくて、組み立ててある提灯に看板文字を書くことなのです。こういう文字の技術は、江戸時代に紙を張る技術と文字を書く技術が分化していったわけですが、その分化していった文字のほうを前森さんが引き継ぎました。前森さんは福島にお生まれだったのですけれども、先代の重左衛門さんという方以後継ぎがないということ、こちらにご養子に入られて技術を修得されたそうです。その後、前森家の二代目として、地域の祭礼ですとか、お葬式ですとか、商店街の看板などの提灯文字などを手がけて現在に至っております。

前森さんのお宅は、息子さんが後継ぎとして今お仕事をされているそうで、いつもお二人並んで文字を書かれています。伝統工芸の非常にすぐれた文字の技術を修得していること、それから、系譜も明らかかなこと、それから、四十九年にわたって技術を磨いてこられたということ、その技術は区にとって大変貴重であるという答申をいただいております。

前森さんは、この間の伝統技術展のポスターのデザインになった職人さんです。ラッピング都電で、今もまだポスターを張った都電が走っておりますけれども、そのモデルになってくださった職人さんでございます。

以上が指定文化財の説明になります。

委員長

何かご質問ございますか。

小林委員

今、近世と言われていたのだけでも平安時代のもものと判明したということなのですけれども、どのような調査で判明したのですか。

ふるさと文化館館長

専門でなくても、見るからに平安仏の像容をしていたのですけれども、材木の状態ですとか、彫り、組み方ですとか、そういった古代の仏像特有の特徴が出ているということ。やはりいつも離れて見ていきますので、古代の仏様っぽく江戸時代の仏師がつくったのかなと今までは考えられたのですが、中に入って実際に細かい調査をしましたら、明らかに古代の仏師の作であるという事です。今後もし修理などしたときに解体していけば、もうちょっと詳細なことはわかってくるかと思えます。

小林委員

ありがとうございます。

委員長

「寺の湯 図面」と書いてあるけれども、これは碩運寺の図面で、別に「寺の湯」のは書いてないのでしょう？ 書いてあるのですか？

ふるさと文化館館長

これは寺の湯の図面にして、碩運寺さんの隣に実は湯治場があって、そちらのほうの図面だそ

うです。

委員長

その凶面？　そうですか。

ふるさと文化館館長

今、檀家さんが見られるように額装して座敷に飾ってあるのです。

教育長

そのお湯が出た場所は、昔のボウリングのところですか。

ふるさと文化館館長

いいえ、碩運寺さんという、八幡様のすぐ前のお寺さんの敷地内から出たそうです。地藏山墓地のすぐ近くです。

教育長

それであの辺に「熱海」とかあるのですか。

ふるさと文化館館長

そうです。それで尾久三業地ができ上がってきました。

教育長

あそこに「熱海」という名の料亭がありますよね。何で「熱海」がここにあるのだろうと思いました。

高野委員

「熱海」があるのはそういうことなのですか。

ふるさと文化館館長

はい。

委員長

この寺の湯が尾久の発展を進めたようなものなのですか。

ふるさと文化館館長

そうですね。都電と寺の湯というふうに言われています。

委員長

本行寺の山門もすごく品のいい門で、あの「長久山」という字はきれいな字だなとも思っていたのです。

ふるさと文化館館長

さすがに住職、本物は中にしまつてあると。

委員長

しまつてあるのですね。多聞天だったのが毘沙門天に変わったのですか。

ふるさと文化館館長

四天王の場合は多聞天と表記しますけれども、こういうふうには二体で使う場合、また一体で考える場合は毘沙門天というほうが普通ということですよ。

委員長

平安時代というところ、どこかで四天王で飾られていたうちの二体なのではないだろうか。

ふるさと文化館館長

これは実は別個のものだそうですね。むしろ全然違う地域のものであろうと言っておきます。

委員長

そう。では、毘沙門天ですね。

ふるさと文化館館長

片方が関西のほうの風格があつて、片方は東北の風格があるという言い方をされてきました。私たちには細かいところはなかなかわからないのですが。あと、素材が違つていました。

委員長

なるほど。材質が違つたんですね。

ふるさと文化館館長

そうですね。

委員長

ありがとうございます。

意見はありませんか。

(委員一同 | | | | | 意見なし)

委員長

意見がないようであれば討論を終了いたします。

議案第二号について異議ありませんか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第二号「平成二十二年 度荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定については、異議なしと回答します。

続いて、議案第三号「荒川区職員定数条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。

議案第三号について説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第三号「荒川区職員定数条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」、ご説明いたします。

提案理由でございますが、平成二十三年荒川区議会第一回定例会に条例改正に関する議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございますが、荒川区におきましては、記載のとおり、区行政の効率的かつ効果的な執行を図るため、毎年、各所属におきます常勤職員の状況につきまして精査を行い、必要な場合には定数の見直しをしているところでございます。このたび、二十三年度におきます職員定数につきましまして、お手元の議案に記載のとおり、教育委員会の事務局及び教育機関の職員の定数について改める必要があるため、条例の改正が行われるというものでございます。

改正内容でございますけれども、教育委員会の事務局及び教育機関の職員、現在の定数二百十八名から、来年度の定数につきましては二百二十三名に五名増員をいたします。この内訳でございますが、一点は、今回、保育園における給食調理の委託化等に伴いまして、これまで他部において給食調理や用務に従事しておりました職員の能力を学校用務として活用するため、教育委員会において受け入れる者が四名でございます。あわせて、尾久八幡中学校の建てかえに伴う準備事務に従事する事務職員一名を、開校までの期間、学務課に配置する。この一名を合わせ

計五名の増員を行うという内容でございます。

議案の内容は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長

ただいまの説明について質疑ありませんか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

質疑を終了します。

議案第三号について意見ありませんか。

(委員一同 ―――― 意見なし)

委員長

意見がないようであれば討論を終了いたします。

議案第三号について異議ありませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第三号「荒川区職員定数条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、異議なしと回答します。

次の議案第四号ですが、議案第四号及び議案第六号から議案第八号までの条例改正は、既に報告をいただいている本年の特別区人事委員会勧告を踏まえ行うものでございます。そのため、まず先に、議案第五号について審議を行い、その後、人事委員会勧告を踏まえた議案第四号及び議

案第六号から議案第八号までの条例改正についてまとめて議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

それでは、議案第五号「荒川総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。

議案第五号について説明をお願いします。

社会体育課長

「荒川総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」、ご説明させていただきます。

提案理由としましては、平成二十三年第一回定例会に議案を提出するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づきまして意見を聴取するものでございます。

改正理由といたしまして、荒川総合スポーツセンターに乳幼児向け体育遊具を有する施設を新たに設置するためでございます。内容につきましては、先般ご案内しましたとおり、スポーツセンター内の食堂を改修しまして乳幼児用の体育遊具施設を整備するものでございます。

改正内容でございます。本条例の第三条に定めております施設に次の施設を加えるものでございます。施設の名称は、「キッズルーム」でございます。第三条としましては、このスポーツセンターの中に入っております施設、体育室、武道場及び弓道場、エアライフル場、卓球場等の施設を指しております。その中に、今回設置いたします「キッズルーム」という施設名を条例にも組

み込むものでございます。

施行日につきましては、三月二十六日ということにさせていただいております。
説明は以上でございます。

委員長

第五号議案について質問ありませんか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

キッズルームは指定管理者の申請をしなくていいのですね。

社会体育課長

はい。

委員長

ということですね。

第五号議案について意見はありませんか。

(委員一同 ―――― 意見なし)

委員長

では、討論を終了いたします。

議案第五号について異議ありませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第五号「荒川総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、異議なしと回答します。

続いて、議案第四号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」、議案第六号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」、議案第七号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」、議案第八号「幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」の四つを議題といたします。

同種の条例でございますので、一括して説明を受け、質疑を行った後、一件ずつ決をとることとしたいと思います。異議ありませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議なしとのことですので、そのように取り扱います。

それでは、議案の説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、私からご説明申し上げます。今回の四件の議案でございますけれども、この議案の中心をなす議案が、議案第七号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。したがって、こちらの説明から入らせていただこうと思っております。

議案第七号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」でございますが、提案理由につきましては、今回、平成二十三年荒川区議会第一回定例

会に条例改正議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。この幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、幼稚園教育職員につきまして、昨年十月十二日に特別区人事委員会勧告がなされてございます。公民格差分を解消するために給与の引き下げ等について既に対応しているところでございますが、この十月の勧告の中で、幼稚園教育職員について職の見直しを含めた給与表の改定を行うべきといった趣旨の勧告をいただいていたという経過がございます。今回、この勧告に基づきまして、幼稚園教育職員の職の見直しを行うほか、国や他自治体等の動向等も踏まえまして、時間外勤務手当の支給割合及び義務教育等教員特別手当の限度額を改めるために、今回、改正を行うものでございます。

初めに、幼稚園教育職員に関する職の見直しでございますが、本議案の中段のところに参考といたしましたして、改正前と改正後の職務並びに職務の級につきまして整理した表を記載してございます。右側、改正前でございますが、幼稚園教育職員の給与表につきましては、「職務の級」というところに書いてございますように、一級、二級、三級という三つの級から構成されてございます。一方、職につきましては、園長、教頭、教諭及び養護教諭、それから助教諭、養護助教諭、講師といった四つの職層を設けた上で、この教頭と教諭、養護教諭が、給与上、同じ二級に位置づけをされているといった状況がございます。教頭につきましては、管理職と位置づけられ、重要な職務と職責を担っておりますが、この教頭が一般教諭と同じ二級に格づけられているなど職務や職責が十分反映されたものとなっていないといった課題がございました。先ほどご説明をいたしました特別区人事委員会勧告の中で見直し等の指摘があったのも、新しい職の設置も含めて職責を十分反映したものに見直しをすべきだといった趣旨でございます。今回、条例改正を行い、

新たに副園長の職を設けた上で、教諭、養護教諭と副園長をそれぞれ職責に応じて給料表の級を分け位置づけをするといったものでございます。従前の三層制から改正後は四層制に改めるといった内容でございます。

あわせまして、この職の見直しに伴いまして、期末・勤勉手当の職務段階加算を支給する対象につきまして整理をさせていただいているところでございます。職務の級が二級以上の者、教諭、養護教諭の中で選考を経て主任教諭となった者並びに副園長、園長といった者に限定をするといったものでございます。

さらに、今回、(二)、日曜日等におけます時間内勤務手当の支給割合の改正を行わせていただきます。こちらでございますけれども、昨年、労働基準法の改正・施行があり、本年の四月以降、月六十時間を超えて時間外勤務を行う場合の賃金の割増率につきまして、従前の一〇〇分の一・二五または一〇〇分の一・三五から、一〇〇分の一・五〇に引き上げる対応を既に行っているところでございます。この時間外勤務手当の割り増しの積算に当たりまして、日曜日またはこれに相当する日を含めずに、平日等におきます時間外勤務の時間数のみを、この六十時間を超えるか否かの積算基礎に加えてきた経過がございます。国及び他自治体におきまして、この日曜日等におけます時間外勤務につきましても、この月六十時間を超える時間外勤務手当の算出基礎に加えるといった状況が広がっておりますので、今回、特別区におきましても同様に改正をするものでございます。

三点目は、義務教育等教員特別手当の限度額の改正でございます。義務教育等教員特別手当の国庫負担の縮減の動きを踏まえ、他自治体との均衡を図るために、現在、条例で定めております手当の限度額五千九百円を四千百五十円に引き下げるといふものでございます。幼稚園教育職員

の給与に関する条例の一部改正につきましては、上記のような趣旨で行うものでございます。

なお、冒頭ご説明をいたしましたように、今回の措置は特別区人事委員会勧告に基づき実施をするものでございます。現在、公立の幼稚園を保有しております二十二区について、同様の条例改正を行うものでございます。すべて同一の条件で、各区それぞれ条例改正を進めているというものでございます。

それから、議案第四号でございます。議案第四号は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、先ほどご説明をいたしました幼稚園教育職員の職の見直し、具体的には、教頭職が廃止されて新たに副園長職に位置づけをするものでございますけれども、従前、教頭の退職手当におきましては、別途支給をされております調整手当を、この退職手当の算出の際の基本となる給与額に加算をするといった措置がとられていたところでございます。一方、改正後の副園長につきましてはこの対象から外れるということ、結果として、退職金の算出基礎、額に影響が出るといったような状況がございます。そのため三月末におきまして教頭であった者が二年以内に副園長として退職する場合の経過措置といたしまして、従前の教頭であった場合に支給されるべき額と、新たな職において支給される額を比較し、影響を緩和するといった措置を行うものでございます。

こちらにつきましては、この議案の裏面に条例の改正案文がつけてございます。平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に退職した場合についてのみの限定的な経過措置として附則に位置づけを行うというものでございます。

それから、議案第六号につきましては、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、この議案の後ろに条例の新旧対

照表、改正前と改正後の表を記載させていただいてございます。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の第二条「職員の定義」という欄がございます。こちらの中に例示しております職員の定義。先ほどご説明をいたしました今回の職の見直しに伴いまして、教頭、助教諭、養護教諭、講師等を削除し、副園長を加えるといった内容で字句の整理をするものでございます。

同じく、議案第八号「幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」も、同様に、新旧対照表が裏面に添付されてございますけれども、その条例の第二条の「定義」の中の職員の定義につきまして、教頭、養護助教諭、助教諭等を削除して、副園長を加えるといった字句の整理をするものでございます。

以上、四つの案件とも、先ほどご説明をいたしました、昨年十月の特別区人事委員会勧告に基づきまして、二十二区、一律、同様の内容で対応を図らせていただくものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

高野委員

では、一言。

議案第七号の（二）なのですが、日曜日等におけるところで割り増し支給があります。これは二五％、三五％、五〇％に引き上げという意味だと思うのですが、この三つはどういう区分になつて書かれているのですか。

教育総務課長

通常であれば、私ども、一〇〇分の一二五という形で時間外勤務について支給をいたします。その上で、一〇〇分の一三五並びに一〇〇分の一五〇、この勤務日と当該の月の累計時間数に従い、外勤務手当につきまして、それぞれの加算の額をスライドさせていくといったような制度になつてございます。こちらで申し上げますのは、六十時間を超えて長時間にわたる超過勤務を一カ月間に行った場合については、その六十時間を超える部分については従前の一〇〇分の一二五、または一〇〇分の一三五ではなくて、一〇〇分の一五〇として加算した額を支給するといったような考え方によるものでございます。

高野委員

理解できました。

委員長

ほかに。

小林委員

この議案第七号を見せていただきますと、改正前は、幼稚園の教頭先生が、職務が非常に重たいにもかかわらず一般の教員の方と同じであったということ、この改正は非常に妥当であると思っております。特に幼児教育というのはこれから非常に重要になってまいりますので、きちんとした対応が大切と思われまます。

それで、一点だけ質問なのですが、(三)のところ、この義務教育等教員特別手当の限度額を引き下げるといふことなのですが、これについて補足説明をお願いできますでしょうか。

教育総務課長

公立の義務教育学校に勤務する教育職員につきましては、義務教育等教員特別手当が支給され

ています。幼稚園教育職員につきましても、この義務教育等教員に準じて、その二分の一相当額をこれまで支給をしてきたという経過がございます。この額でございますけれども、条例で実限度額を定めた上で、二分の一相当額、それぞれの給与の額に応じたバランスをとりながら、個別に規則でそれぞれの職層に応じて定めているところでございます。このもとになっております国庫の負担額、実は幼稚園教育職員の手当については具体的には国庫の負担はないのですが、教員に対する負担額につきまして、今回、約六五％にまで縮減をされるという動きがございます。義務教育等の小・中学校の教員に対してそういった形で縮減をされるということもございます。で、当然、幼稚園教育職員についても同様の措置をとることが適当であると、先ほど申し上げましたように、二十二区、全く同様の考え方でございます。他区においても同様な考え方で、五千九百円から四千百五十円に六五％ほどの水準まで引き下げをするといったような措置を行うものとなります。

小林委員

わかりました。ありがとうございます。

委員長

よろしいですか。

それでは、各議案について何か意見はありませんか。

(委員一同 ―――― 意見なし)

委員長

意見がなければ討論を終了いたします。

それでは、各議案について順にお諮りいたします。

初めに、議案第四号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」、異議ありませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

続いて、議案第六号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」、お諮りいたします。

議案第六号について異議はありませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

続いて、議案第七号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」、お諮りいたします。

議案第七号については異議ありませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

続いて、議案第八号「幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」、お諮りいたします。

議案第八号について異議ありませんか。

(委員一同 ――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

以上、四つの議案、議案第四号、議案第六号、議案第七号、議案第八号のいずれについても異議なしとのことですので、いずれも異議なしと回答します。

続いて、議案第九号「平成二十二年荒川区一般会計補正予算（第三回教育費）に対する意見の聴取について」を議題といたします。

議案第九号について説明をお願いします。

教育総務課長

議案第九号「平成二十二年荒川区一般会計補正予算（第三回教育費）に対する意見の聴取について」、ご説明をいたします。

提案理由でございますが、平成二十三年荒川区議会第一回定例会に補正予算に関する議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

このたび、荒川区におきましては、平成二十二年度の荒川区の一般会計予算の補正を行う予定でございます。現在、八百四十七億六千六百四十七万四千円の一般会計予算を六億五千六十万四千円増額するといったような内容となっており、このうち、教育費にかかわる部分につきましては、本日、意見聴取を求めているものでございます。

具体的な内容でございますけれども、議案書の後ろに資料を添付させていただいております。一枚目が歳入で、二枚目が歳出になります。歳出のほうをごらんいただきたいと思っております。

歳出の一番上段に、八款、教育費の総額を記載させていただいております。補正前、八十六億四千二百二十八万八千円の予算を今回一億五千八百三十八万六千円増額し、補正後、八十八億六十七万四千円と改めるものでございます。

今回の内容でございますが、二点ございます。

一点目は、新しい学習指導要領や常用漢字表の変更に対応するため、各学校にございます学校図書館の国語辞典や漢字辞書等の買いかえを行う経費といたしまして、小学校につきまして七百二十万円、中学校につきまして三百万円、合わせて千二十万円を増額いたします。

あわせまして、二点目でございますけれども、本表の一番下に記載をしてございます中学校費の中の学校施設建設費といたしまして、いよいよ二十三年度から二カ年の予定で整備が始まります尾久八幡中学校の建てかえ事業の関連費用といたしまして、一億四千八百十八万六千円をこのたび増額するものでございます。この費用でございますが、四月からの工事開始に先立ちまして、学校用地の拡大を行うために、荒川区土地開発公社が先行取得しております学校用地の敷地の南側の土地、約四百四十二平米を土地開発公社より買い戻すための経費でございます。

戻りまして、歳入のほうをご確認いただきたいと思っております。先ほどご説明をいたしました新しい学習指導要領や常用漢字表の変更に伴います学校図書館の辞典等の買いかえを行う経費といたしまして、一千二十万円を増額させていただいておりますけれども、その増額に当たりますのは、記載のとおり、教育費の東京都の「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金」二分の一相当額を活用させていただく予定としてございます。先ほどの一千二十万円のうち五百万円ほど都からの補助金を財源として充てるということが予定されているという内容でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

(委員一同 ― ― ― 質疑なし)

委員長

一校三十万円ぐらいですね。

学務課長

はい、一校三十万円です。

委員長

質疑を終了します。

議案第九号について意見はありませんか。

(委員一同 ― ― ― 意見なし)

委員長

討論を終了いたします。

議案第九号について異議ありませんか。

(委員一同 ― ― ― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第九号「平成二十二年度荒川区一般会計補正予算(第三回教育費)に対する意見の聴取について」は、異議なしと回答します。

続いて、議案第十号「平成二十三年度荒川区一般会計予算(教育費)に対する意見の聴取につ

いて」を議題といたします。

議案第十号について説明をお願いします。

教育総務課長

議案第十号「平成二十三年度荒川区一般会計予算（教育費）に対する意見の聴取について」、ご説明をいたします。

初めに、提案理由でございますが、平成二十三年荒川区議会第一回定例会に予算に関する議案を提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

平成二十三年度の教育費予算案の概要でございますけれども、本議案書の上段に歳入が記載されてございます。歳入につきましては、二十七億七千九百五十六万二千円で、前年度と比較をいたしまして九億三百七十六万二千円の増、また、下の段には歳出でございますけれども、歳出額につきましては百二億九千五百万円で、前年度と比較をし、十六億六千八百万円の増となっております。ところでございます。

本日、別添資料といたしまして幾つか添付させていただいておりますが、資料の中段のところ「平成二十三年度教育費予算総括表」といったA四横の表がございます。それから、「財政規模」、過去六年間にわたる荒川区の一般会計予算と教育費の予算を記載した表を用意させていただいております。こちらに基づきましてご説明を差し上げたいと思っております。ところでございます。

初めに、全体の概況につきましてお話をさせていたただきたいというふうに思います。平成二十三年度の予算の編成に当たりましたは、長引く景気の低迷を反映いたしました。特別区税や特別区財政調整交付金の減少が見込まれるなど大変厳しい環境が続いている中で、全庁を挙げて、こ

れまでにない危機感を持って、事務事業の見直しや、多額の経費を必要とする大規模事業の実施時期の繰り延べの検討などを行ってきたところでございます。また、これまで本委員会にも編成方針をご説明差し上げましたけれども、経常的経費につきましては、二十二年度予算の五％減の範囲内で見積もるよう指示が出されていたところでございます。

この間、事務局各課におきましては、このような状況を踏まえまして、経費縮減に取り組む一方で、これまで学校教育ビジョン推進計画等に位置づけ推進してまいりましたさまざまな施策の継続や新しい学習指導要領への対応等に必要となる予算の確保に向けて努力をしてまいったところでございます。

結果といたしましては、所管施設の大規模な施設改修や設備改善工事費等の一部を繰り延べせざるを得ない状況がございましたけれども、学校パワーアップ事業や学校図書館司書の全校配置など、これまで学校教育ビジョン推進プランに位置づけ、計画的に進めてまいりました諸施策に加えまして、尾久八幡中学校の建てかえ工事に要する費用や峡田小学校運動場拡張のための隣地の取得経費等の投資的経費、また、新学習指導要領に対応するための小学校における和楽器の整備や中学校におけます武道・ダンス等に必要な備品の整備費を、さらに、現在国が計画しております三十五人学級実施に伴う準備経費など、直近の課題に対応するために必要な経費の予算化につきましたもおおむね進めることができたというふうに認識をしております。ところでございます。

お手元に、「財政規模」、平成十八年度以降の区の一般会計と教育費の推移に関する資料を用意させていただいております。この間、区一般会計予算は年度によりまして大きく増減をしておりますけれども、教育費につきましては、二十二年度を除き一貫して前年度予算を上回るといったような状況が続いております。唯一、二十二年度につきましては前年度比で減少という結果

となつてございますけれども、その減少につきましては、汐入東小学校こども園の整備が二十一年度末で完了し、工事関係経費が不要となったことによるものが主因でございます。この間、一貫して私ども教育委員会が進めてきた教育サービスの水準を維持できる予算が継続して確保されてきたという状況でございます。

二十三年度予算は二十二年度予算を十六億六千八百万円ほど上回るものとなつてございます。この中には、先ほどご紹介をいたしました投資的経費、尾久八幡中学校建てかえ事業として約十五億九千万円、そして、峡田小学校運動場拡張用地といたしまして約三億円などがございます。これらを控除いたしますと、二十三年度予算につきましても、これまでと同様、必要な教育サービスの水準を引き続き維持できる経費が確保されている状況でございます。

続きまして、総括表に基づきましてご説明を差し上げます。時間の制約もございませぬので、特に大きな費目や例年と異なる事項を選びご説明を差し上げたいと思つてございます。

初めに、上段の歳入でございますけれども、内訳をござらんいただきますと、繰入金と特別区債の増が目立っております。繰入金につきましては、二十三年度予算十億九百万円で、前年度に比べまして五億七千五百万円の増、また、特別区債につきましては十四億三百万円で、前年度に比べ十二億四千五百万円の増となつてございます。それぞれ右の増減説明欄にございますように、尾久八幡中学校の建てかえ事業、あるいは峡田小学校の校庭の拡張用地取得のための財源といたしました。基金の繰り入れや起債の活用を予定しているものもございます。

下の段には歳出を記載してございます。歳出でございますけれども、総額で百二億九千五百万円で、前年度と比較いたしましたして、先ほどご紹介いたしましたように、十六億六千八百万円の増となつてございます。内訳でございますが、教育総務費につきましては、記載のとおり、十一億

九千八百四十四万四千円、前年度と比較いたしましたして二百三十五万九千円の減となつてございます。

主な増減につきましては、右側の欄をござらんいただきたく思います。特にこの中で大きく増をしてございますのは、基礎学力向上費ということで、今年度九千七百三万一千円を計上しております。前年度の額に比しまして二千五百二十四千円の増となつてございます。こちらにつきましては、現在、国におきましては、来年度、新一年生について三十五人学級を導入することが予定されているところでございます。なお、現状におきまして、各学校には、習熟度別学習等に充てる加配教員が配置されております。来年度、この三十五人学級の実施に当たりまして、教師の確保、あるいは経費等の問題から、都の現在の加配の措置が一部見直しされるのではないかと、ところを危惧しているところでございます。私も荒川区教育委員会事務局といたしましては、仮に東京都の現在の加配の水準が一部低下した場合であっても、三十五人学級の実施いかんにかかわらず、引き続き従前の習熟度別学習は継続したいと考えております。そのための経費といまして、大きく都の負担が減った場合についてもサービスの低下を行わないために大きな増額をしているものがございます。そういった性格のものでございますので、執行については最終的には財政課と協議をしながら執行していくといったような条件はつけられているものでございませけれども、習熟度学習につきまして、来年度遺漏のないような対応をしたいということで、大きく増額をしているものでございます。

それから、二段目の小学校費でございます。小学校費につきましては、三十四億四千七百八十七万三千円で、前年度に比しまして二億八千五百八十八万二千円の増となつてございます。その増減でございますけれども、記載のとおり、特別支援教育推進費を増額してございます。具体的に

は、学務課におきまして従事をしております就学相談の職員、あるいは、各学校におけます特別支援学級の運営のための人員の配置経費の増をしているものでございます。あわせまして、教育ネットワークの充実を図るための費用等につきましても増額をしているところでございます。また、この増減欄のところに記載はしてございませんけれども、今回、私も経費縮減の努力もあわせながらというふうな対応をとってございます。従前、新一年生に毎年新しい机とイスを用意し、六年間継続使用していただくといった事業を行ってまいりました。本事業を見直し、その経費縮減を図る一方で、今年度老朽化をしております給食室の大規模改修、備品の整備経費等に充ててございます。また、普通教室の環境整備と、国が計画しております小学一年生の三十五人学級への対応のための準備経費につきましても、この中で計上させていただいたところでございます。事業規模につきましては、予算につきましては前年度を下回っておりますけれども、引き続き、新学習指導要領対応の備品費用などにつきましてもこの中できちっと対応しているところでございます。

続きまして、中学校費でございます。二十八億七千五百九十一万円で、前年度に比べ十三億四千五百三十九万四千円の増となっております。尾久八幡中学校建てかえ事業につきまして、いよいよ二十三年度から建設工事に入ることを踏まえまして十五億八千八百十九万五千円が計上されましたほか、小学校と同様に、教育ネットワークの充実のための運営費や新しい学習指導要領に伴う備品整備費用などにつきまして計上してございます。また、減になっているものでございますけれども、昨年度まで実施をしておりました特別教室、理科室等の改修、備品の整備につきましては、事業完了したため、本年度はゼロ計上となっているものでございます。

その他、校外施設費、幼稚園費、社会教育費、社会体育費、それぞれ記載のとおり予算を計上

しているところでございます。このうち、前年度との比較では、幼稚園費が九千九百七十七万四千円の減、逆に、社会体育費が一億六千二百九万円の増となっているところが目立っておりますけれども、幼稚園費につきましては、教職員人件費や、本設園に移行しました汐入こども園の仮設園舎を転用するための整備費用が今年度につきましては皆減となったことによるものでございます。また、社会体育費の増につきましては、これまで公園施設として土木部が所有し、社会体育課が執行委任されて管理運営をしております荒川遊園スポーツハウスにつきまして、二十三年度より財産の所管が教育委員会に移管されることに伴いまして、その運営管理費用、記載のとおり一億六千三百二十万六千円が新たに教育費に計上されることにより増となったものでございます。

主な費目につきましてはの説明は以上でございます。なお、二十三年度の主要事業につきましては、お手元に資料を用意いたしました。詳細は次回の本委員会におきまして、平成二十三年度の教育委員会の事業計画につきましてご説明を申し上げたいと思っております。

時間の制約もございまして、本日、大変雑駁ではございますが、説明は以上とさせていただきます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

委員長

ただいま青山委員がおいでになりましたので、出席委員は五名でございます。

青山委員

遅くなりまして済みません。

委員長

それでは、ただいまの説明について質疑はありませんか。

高野委員

これは、この次にもう一度ご説明をなさるのですか。

教育総務課長

来年度の事業計画につきまして、次回に詳細なところはご説明をさせていただこうというふうに思っております。本日は、大変な膨大な予算の内容でございますので、概況ということでご説明をさせていただきますところでございます。

高野委員

幾つかありました。

一つは、小学校費がふえていますね。総括表には記載がありませんが英語教育が新しくふえるので、これに対しての充実が重要となります。予算というか、そこをうまく案分しなければいけないかなということを指摘したいと思います。

二点目、中学校費は、一、二年生をいかに勉強させるかということ荒川区としては対応しなければいけないのだろうと思います。

もう一点は、尾久八幡の工事、この前の議案を見ますと、全部で三十億円ぐらいかかるんですね。そのうちの一億四千万円が、尾久八幡の建設に先立って拡張用地の買い戻しのことです。あともう一カ所、峡田小学校かな、何かやらなければならぬ。そのところが僕は十分理解できなかったもので、この次、ゆっくり時間をとって説明してほしいと思います。樋口教育施設課長、次回でもよろしいので、そこのご説明お願いします。

教育施設課長

はい。

高野委員

以上三点でございます。

青山委員

三十五人学級と、それに伴って、以前からある都の加配についての都からの配分がなくなるのではないかと。その場合でも、現状が悪化しないように措置について相談するという趣旨の説明がありました。そのことを含めて、国の予算があつて、都の予算があつて、区の予算があるわけですが、教育予算について、まず都の予算について言うと、今回の都の予算で、事務的に考えて、これはおかしいとか、これは不満だとか、これはちよつと心配だとか、そういうこととこのはありますか。

指導室長

特に小学校の小一の加配については、きょうも、午前中、特別区、また市を含めて全都の室課長会の中で、担当のほうから文部科学省とのやりとり状況を聞いたのですが、未定ということです。

青山委員

都が「未定」と言っているのですか。

指導室長

はい。特に何に時間がかかっているかといいますと、いわゆる小さな県が、本来、東京都のように、指導法改善に使っている教員を既に小学校一年生とか二年生で三十五人学級に使っているのです。それを国として返してもらって再配置というところでやりとりが終わらないそうです。その問題を整理してということです。

青山委員

それは国と都道府県の関係で整理できていないと。

指導室長

そうなのだそうです。

青山委員

それはひどいですね。もう二月になるといふのに。予算議会、みんな始まってしまおうではないですか。

教育長

人事異動が大変です。

指導室長

都のほうも毎日のように配置計画等について問い合わせしているということなのですが、未定ということでした。

青山委員

それというのは、地方自治に対する侵害ですね。自治体議会は一週間か十日でもう一斉に始まるのです。自治体議会に対する首長の予算の提案権の侵害ですよ。それは全然地域主権ではないです。もつとも、これは教育に限らなくて、あらゆる分野であるみたいです。特に一括交付金の扱いとか。建前はそうなのだけれども、実態としては、一括交付金の財源は、全部、地滑り工事だとか、道路舗装だとか、準義務的経費ばかりなのです。財源は五千億円だといっても。これはそれと似たような話ですね。

指導室長

もう少し補足させてもらうと、中学校はもう大体順調なのですが、小学校については、これが解決しないために、実際の教員の配置の数、それから、非常勤教員などで退職された方の合否、こういうものもすべてとまっています。

青山委員

そういうことになりますよね。

指導室長

二月上旬、中旬、決まり次第スタートということ、残念ながらまだ決まらないのですね。

青山委員

そうなのですか。

指導室長

学務課のほうも同じような状況なのです。

学務課長

今、東京都のほうも、まだ三十五人が確定していないという状況がありますので、来年度の学級編制の学級数については、三十五人の場合が大体何学級で、四十人の場合が何学級なのか、その両方を併記するような形で調査を出してくれという形で来ております。ですので、国のほうで出たら、それに合わせてすぐやろうという体制はあると思うのですけれども、まだどちらとも言うことができません。

青山委員

東京都としては四十人学級があり得るのですか。

学務課長

四十人の場合も想定して出してくれという形で今調査が来ていますので。

青山委員

あれは予算が通るだけではだめなのでしたか。

学務課長

はい。

青山委員

法案が必要なのでしたか。

学務課長

はい、法案が通らないと。

青山委員

それが年度内に通らないのは確かですからね。その場合、どうなってしまおうのですかね。仮に予算が年度内ぎりぎりに通ったとしても、法案は当然通らないと既に言われていますよね。その場合は実施できないことになるのですか。入学式にクラス編制できない。

学務課長

恐らく四十人でやっていくしかないのかなと思っています。

高野委員

大変なことですね。

青山委員

そうですね。後に法案が通った場合、年度途中の採用になってしまうのですね。

指導室長

こういうことも言っています。四十人学級で動いておいて、三十五人になったときは、もう学級が分けられないので、担任は一つの四十人のところに二人入れる、そういう措置もとり得ると
いう考え方を示しています。

青山委員

なるほどね。区としては、その場合に必要な教員は確保しなければならぬわけでしょう？
月の初めからね。 四

指導室長

そうですね。そこはなかなか……。習熟度に関しては試算がまだできないですね。

青山委員

これは本区だけの問題ではないですけれどもね。日本じゅうの自治体が困っているわけですね。
指導室長

そうですね。

教育長

今回が通るかどうかわからないのに、どうですかね。

青山委員

そうですね。

教育部長

確かに。予算が通っても法が改正にならないと、そのときは四十人ですものね。ですから、教
員の配置についてもまだですね。

青山委員

区としてはあらゆる予算、あらゆる法案が提案されているのは、通る前提で区の予算は提案されているわけですね。

教育部長

はい。三十五人で。

青山委員

そういうことですよね。

教育部長

ですから、四十人であれば四十人の対応をするというところですよ。どこまで進むか、環境整備が実現していないというところですね。ですから、例えば施設、ハードの面で、整備はある程度のところ、ここはどうしても必要になるだろうという見込みがあれば、教室の整備に動きます。それは見切り発車せざるを得ません。

青山委員

そうですね。教育の場面に限らず、自治体のところでも困ってしまうのは、道路とか、鉄道とか、再開発事業とか、今まで全部年内に箇所づけができていたのに、今は年を越すどころか年度を越さないといけない。去年から、箇所づけがないまま予算審議を議会にお願いするという形になってしまっているんですね。

教育長

大変なことですね。

高野委員

国債が下がってしまいうわけですね。こんな混乱していたらね。

青山委員

しかも、公共事業のお金流れないと景気がよくなるらない。

委員長

ことしの予算は百二億九千五百万円。

教育総務課長

はい。

委員長

来年はまた建築があるからふえてしまうのですね。八幡中の。

教育施設課長

そうです。八幡中の建設費と、先ほど高野先生がおっしゃった峡田小学校の用地取得、そういったところが大きいものになっております。

委員長

それでは、議案第十号について意見ありませんか。

(委員一同 ――― 意見なし)

委員長

では、討論を終了いたします。

議案第十号について異議ありませんか。

(委員一同 ――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第十号「平成二十三年度荒川区一般会計予算（教育費）に対する意見の聴取について」は、異議なしと回答いたします。

続いて、議案第十一号「尾久八幡中学校建築工事請負契約に対する意見の聴取について」を議題といたします。

議案第十一号について説明をお願いします。

教育総務課長

議案第十一号「尾久八幡中学校建築工事請負契約に関する意見の聴取について」、ご説明をいたします。

提案理由でございますが、平成二十三年荒川区議会第一回定例会に契約に関する議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

契約の内容でございますが、記載のとおり、尾久八幡中学校の新校舎を建設するための建築工事にかかわる請負契約でございます。工事場所、工事概要、工期は記載のとおりでございます。

契約の方法は、地方自治法施行令の規定に基づき、制限つき一般競争入札、具体的には区内で営業する建設事業者三者による建設共同企業体を対象といたしまして、一月二十六日に開札が行われ、最低価格を提示し、落札者と決定されたものを契約予定者とするものでございます。

落札金額につきましては、二十六億五千五百万円、消費税を加算いたしました契約額につきましては、記載のとおり、二十七億八千七百七十五万円となっております。

契約の相手方につきましては、荒川区東日暮里四丁目十番十号、三和・三芳・中村建設共同企業体、代表者・三和建設株式会社東京支店常務取締役支店長・森本行則でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

(委員一同 | | | | | 質疑なし)

委員長

質疑を終了します。

議案第十一号について意見ありませんか。

(委員一同 | | | | | 意見なし)

委員長

討論を終了いたします。

議案第十一号について異議ありませんか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第十一号「尾久八幡中学校建築工事請負契約に対する意見の聴取について」は、異議なしと回答します。

次に、報告事項に移ります。

まず、「小学校一年生の三十五人学級への対応について」です。

学務課長、お願いします。

学務課長

それでは、小学校一年生の三十五人学級への対応につきましてご説明させていただきます。骨子でございますが、平成二十三年度の入学生から、小学校一年生の三十五人学級が実施される見込みとなつてございます。学校選択制度におけます三十五人学級への対応につきまして報告するものでございます。

対応方針といたしまして、平成二十三年度入学生を対象といたしました小学校の学校選択制度につきましましては、これまで四十人学級編制を基準として実施してきているところでございます。このたび、国の予算案におきまして平成二十三年度から小学校一年生に限り学級定員の上限を四十人から三十五人に引き下げる方針が示されてございます。この方針に対しまして、新入生の受け入れにつきまして下記のとおり対応してまいりたいというものでございます。

まず一番目といたしまして、既に申し込まれた方の受け入れについてでございます。学校選択制度の手續において既に申し込みを行つております児童につきましましては、当初の四十人学級編制を基準といたしました受け入れ可能数を変更せずに受け入れを行つてまいりたいと考えてございます。したがいまして、三十五人に減つたことによりまして、これまでの受け入れ可能数を圧縮するといった対応はせずに、四十人学級を基準とした受け入れ可能数で受け入れを行つてまいるといふものでございます。

それから、学級増への対応についてでございます。まず、(一)でございますが、先ほどの上記の一の対応におきまして三十五人学級編制の実施により、学級数が当初の募集学級数よりふえる学校につきましましては、他の教室等を転用することによりまして普通教室を確保してまいりたいと考えてございます。ちなみに三十五人学級編制により学級増の可能性のある学校でございますが、峡田小学校、第一日暮里小学校、ひぐらし小学校の三校でございます。これらはいずれも今回抽

選校になっている学校でございます。その他の小学校につきましては、三十五人学級編制を行った場合でも、当初の募集学級数の範囲におさまる見込みであると想定してございます。

(二)でございます。二年生以上の学級定員の引き下げに關しましては、国の方針が現在定まっておらず、将来的に必要となる普通教室の見通しを立てることが困難な状況となっております。このため、今回の一年生の定員引き下げに対応する措置で学級数がふえた場合におきましても、学級数増に合わせた受け入れ可能数の増加は行わないこととしてまいりたいと考えてございます。

例えば第一日暮里小学校ですと、一年生は一学級三十六人で募集をかけてございます。現在抽選になっておりますので、最終的には三十六人入学者が決定するという状況になります。これが三十五人学級になりますと、十八人・十八人の二学級に分けざるを得なくなるという状況になってまいります。これにつきましては、ほかの教室等を転用して教室を確保していくのですが、二学級になった場合でも、これまでの三十六人の受け入れ可能数を、例えば二学級になりますので三十五人掛ける二学級で七十人までは受けられるだろうという状況があります。そこまでふやしますと、仮に四十人を超えてしましますと、二十四年度以降、二年生に進級する際に、二年生も三十五人学級であればそのまま二学級でいくのですが、四十人学級に戻った場合でも、やはり二学級で推移せざるを得なくなっていくという状況がございます。ただ、第一日暮里小学校につきましては普通教室の確保がなかなか難しいという状況がございます。今後のことを考えますと、教室の確保といえますか、学級数をなるべく抑えておきたいという状況がありますので、やはり三十六人の受け入れ可能数は変更せずに進めてまいりたいと考えてございます。

それから、三「今後の転入者及び区外在住者の受け入れについて」でございます。通学区域の

学校を希望する今後の転入者につきましては、従来どおりすべて受け入れてまいります。通学区域以外の学校を希望する者、あるいは区外から荒川区の小学校の入学を希望する者につきましては、三十五人学級に見合う受け入れ可能数の範囲において受け入れてまいります。対応してまいりたいと考えてございます。

今後の予定につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

ただいまの説明について質問ございませんでしょうか。

小林委員

峡田小学校、第一日暮里小学校、ひぐらし小学校について、他の教室を転用するとあるのですが、これに関しては特に問題はないということでしょうか。

教育施設課長

問題ないです。ただ、今現在の状況としては、例えば第一日暮里小学校であれば、会議室として使っております。空調が整っていないところなので、先ほど新井部長から話があったように、今年度中に空調を整備してしまう、それで、四月一日を迎えるというような形です。ただ、運用上は何ら問題ないという状況です。

小林委員

わかりました。ありがとうございます。

委員長

ことしは、三十六人だと二クラスになってしまっていて、それが運用できる。来年は三十五人以下

の募集になってしまいうわけですか。

学務課長

国のほうで三十五人が本格的に決まれば、学校選択制の二十四年度の新入生につきましてはその三十五人を基準にした受け入れ可能数を設定して募集をかけてまいります。

委員長

今回はその会議室を教室にできるけれども、次回から教室がないのでしょうか？

小林委員

ないですよ。

学務課長

なかなか厳しいものがあります。

委員長

そうですね。

ほかに質問はありませんか。

それでは、続いて、「平成二十二年度文部科学大臣優秀教員表彰の受賞について」、説明をお願いします。

指導室長

「平成二十二年度文部科学大臣優秀教員表彰の受賞について」、ご説明いたします。

趣旨は、全国の国公私立学校の現職の教育職員を対象に、すぐれた成果等を上げた教員を対象に文部科学大臣が表彰する制度であります。

選考基準は四つありまして、現に教育職員であって、学習指導、生活指導等の学校教育活動に

において顕著な成果を上げていること、二番目に、教育経験十年以上かつ三十五歳以上の者、三番目として、推薦者（都道府県知事、教育委員会等）が実施している表彰制度において既に表彰を受けていることということ、後で述べますお二人は、昨年度、東京都教育委員会が文部科学省に推薦し、通ったものであります。四番目は、勤務実績良好かつ過去に懲戒処分等の罰を受けていないことということでありま

す。表彰式は一月三十一日に行われますが、ご紹介いたしますと、小学校一人、中学校一人であります。まず、染谷美由紀、瑞光小学校主幹教諭五十一歳。この方は、成人の日のつどいのピアノ伴奏をされた方です。あの日の音楽全体のコーディネートをしました。主な功績は道徳教育の推進で推薦をしておりました。瑞光小は人権教育推進校であります。平成十六年度から研究主任として五年間、研究の中心として、人権教育だけではなく、特に心の時間ということ、道徳教育に力を注ぎ、たくさんの先生方の意欲とか、子どもたちの人間関係の育成について尽力を果たしてきて、大変意欲的な先生方のリーダーであるということ、推薦をし、今回、見事に文部科学大臣表彰を受けたものであります。

中学校であります。守田久二、第一中学校主任教諭三十六歳。この人物は、生活指導の充実というところで、昨年度まで、南千住第二中学校に初任者から十年も在籍しておりました生活指導主任であります。学校のみならず、さまざまな問題行動等について生活指導部の中心人物として地域住民との良好な関係、または警察署、消防署等含めて、子どもたちの非行や事故の防止についてのリーダーシップをとっている。そのほか、十八年度以降、特別支援教育のコーディネーターとしても活躍し、さまざまな関係諸機関との構築を築いてきた人物であります。今年度から、荒

川区第一中学校の特別支援学校で特別支援教育について学びたいということでもそちらに勤めてお
ります。この人物も大変貢献度が高いということで今回文部科学大臣表彰を受けたところであり
ます。

委員長

はい、どうぞ。

教育長

彼のおかげで、南千住第二中がすごく落ちついた学校になりました。そこで柔道も教えながら
問題のある生徒を優勝させるなどして、本当に落ちついた学校になりました。

委員長

十年間。

教育長

これはめったにないです。十年も置いてもらうというのはめったにないです。特別にお願いし
てです。

指導室長

なお、教員は全都で二十人弱のようです。そのうちお二人荒川区から表彰されていますので、
率としては大変高い形で、毎年のように表彰いただいているところでもあります。

委員長

染谷先生というのは、もう大分異動しているから荒川区にいられるのでしょう？

指導室長

大丈夫です。

委員長

守田先生はまだ一度も異動していませんのですね。いずれ荒川区から出ていってしまうのですね。
指導室長

そこが課題なのですが。ずっといてほしいとは思いますが。異動要綱ではもう一回ということがあるのですけれども、そのうち主幹教諭等になると、また異動しなくてもという……。そのうち、管理職になると異動はしなくても大丈夫という、そのようなことであります。

教育長

本当によくやりました。

委員長

おめでとうございます。

小林委員

染谷先生は、瑞光小学校で音楽の先生ですよね。

教育長

そうです。

指導室長

はい、そうです。

小林委員

私も一度授業を見学させていただいたことがあります。子どもたちが体全体で生き生きと歌っていました。本当にすばらしい授業をやっていたらっしゃるなと思いました。また、歌詞の内容を子どもたちに考えさせながら

ら、気持ちに乗せて歌を歌わせるという指導をされておりまして、本当にすばらしい先生であり、荒川区の宝だと思います。

委員長

続いて、「平成二十二年度第二回企画展『煉瓦のある風景くあらかわの建築と煉瓦産業く』の開催について」、説明をお願いします。

社会教育課長

それでは、こちらのチラシがあるかと思えますけれども、旧千住製絨所煉瓦塀を登録有形文化財として保存するというところで、環境整備が終わったことを記念しまして、今年度は文化館の第二回企画展「煉瓦のある風景」ということで、二月五日から三月十三日に文化館で行います。裏面をごらんください。裏面の下のほうでございますが、これに伴いまして、関連事業ということで、三月四日に水野先生と伊藤先生をお招きしまして記念講演会を実施します。また、(二)としまして、「史跡めぐり『まちかどの煉瓦を探す』」ということで三月十二日土曜日。それから、展示解説が二月十二日と二十六日でございます。

また、最後の(四)でございますが、写真コンクール展ということで、「私が写した煉瓦のある風景」ということで会期中に行うものでございます。写真が載っている別紙資料が皆さんのところがございますが、こちらにつきましては、昨年十一月十二日から一月四日まで募集をしまして、三十七点の応募がございました。この三十七点を高田教育委員長と文化財保護審議会の石塚委員と、それから荒川区の写真連盟の吉見会長、三名の方に審査員をお願いいたしました。受賞作品としては、最優秀賞一点、優秀賞二点、入選三点、佳作五点という形で選ばせていただきました。きょうは、この最優秀賞と優秀賞二点、三つのカラーの写真を皆さん方にお配りさせてい

ただきました。

最優秀賞は、「夜の煉瓦塀」ということで、多分これは尾久の煉瓦塀のところを向こうから車が来ているのかなと思うのですけれども、北区の樋口さんという方がお撮りになったものでございます。また、優秀賞の一席でございますが、「煉瓦塀にかこまれて」ということで、これも尾久のほうだと思うのですけれども、ミラーの中に入っている写真ということですから、優秀賞二席が「メモリアルアーチ」ということで、東日暮里の増村さんという方。これはその下水道のところの写真だと思います。そのほか三十七点、期間中に展示をさせていただきますので、お時間がありましたら来ていただきたく存じます。また、この企画展に当たりましては、荒川史談会、それから高田先生にもご協力いただきまして、高田委員長から物を借りて展示する予定になつてございますので、よろしくお願いいたします。

委員長

写真の審査について申し上げます。

選ばれるのは、同じ人からは一点だけということなのですが、本当に上手な人は、三枚出して見てみんな優秀なのです。それをみんなここに載せたいのだけれども、そうはいかなくて……。この「夜の煉瓦塀」というのは、車のライトが当たっているところは西尾久のところなのですけれども、この人の作品でもう一つ、ワンちゃんが写っている、煉瓦塀の内側から撮っているものが、煉瓦塀がすごく圧力があるのです。これもいいなと思ったのですけれども、これが色がとてもきれいだということで最優秀賞。優秀賞のミラーの写真は、こういう感覚がなかなか……。これはやはり尾久なので、本当は製絨所の煉瓦も入れたかったのだけれども、どうしても……。人の家の中、塀の中が写ってしまったので、「ちゃんと許可を取っているの？」と聞いたたら「大

丈夫です」と言っていました。一番下の優秀賞は、三河島の処理場のところ。最優秀と優秀賞は
ずば抜けてよかったですね。

それでは、これ、ぜひ行ってください。

(三)「荒川遊園における自動販売機の設置について」。

社会体育課長

「その他」ということで報告させていただきます。「荒川遊園における自動販売機の設置につい
て」でございます。

骨子でございますが、本年四月の荒川遊園の直営化に伴いまして、現在、区が財団法人荒川区
地域振興公社等に許可をしております自動販売機につきまして、新たに区が設置業者を公募型プ
ロポーザル方式により選定し、許可をするものでございます。

内容につきましては、まず、現況では、荒川遊園、遊園地の部分とスポーツハウス等の部分に
自動販売機が計四十台設置してございます。その四十台について、直営化に伴いまして新たに区
が許可をしないとその業者が全部撤退することとなりますので、利用者の方の便益を継続させる
ために新たに、同じような規模で設置を継続させるということが趣旨でございます。

現況につきましては、現在、三者にこのような四十台の設置を許可しております。一つが、財
団法人荒川区地域振興公社で、もう一社が西洋フードコンパスグループ、もう一社が荒川区心身
障害児者福祉連合会でございます。この表の下の注釈にございますとおり、西洋フードコンパス
グループにつきましては、荒川遊園の遊園地内にあります売店の受託業者でございます。その売
店の受託業者が売店の中にみずから自動販売機を設置しているところでございます。荒川区心身
障害児者福祉連合会につきましては、荒川遊園の隣にあります夏季にプールとして使用する部分

のプールの入り口に自動販売機を設置してございます。

この中で課題でございますが、(一)としまして、先ほど申しましたとおり、四月からもこれまでと同様の設置をして、入園者の利便性を確保しなければならぬということでございます。(二)としましては、遊園の直営化に伴いまして新たな設置許可を行う必要があるということでございます。(三)としまして、売店の運営事業者につきましては、二十三年度中にプロポーザル方式により新たに業者選定を行う予定でございます。現在の八台の販売機につきましては、本年四月以降は対面販売のみとするために、荒川遊園の遊園地内にはアイスの自動販売機が不足するというところでございます。

これにつきましては、その西洋フードコンパスグループにつきましてはすぐにかえるわけにはまいりませんで、二十三年度はそのまま売店として残します。そのかわり、その売店がみずから設置していました自動販売機については今度は区が許可を与えることとなります。そうしますと、今まで西洋フードコンパスグループが自分の売店のところに置いていた自動販売機の売り上げも自分のものだったのでございますが、今度、区が設置許可を与えますと、売店の中にある自動販売機は自分の利益にならないということと、この西洋フードコンパスグループは、売店の中の自動販売機は全部やめて、そのかわり対面方式で販売させていただきたいとのことです。そうすると売店についても利益が確保できるということとでございます。そのような事情です。

今後の方針でございますが、公平性や公正性を確保するとともに、使用料金の引き上げを図るため、事業者は公募として新たに選定させていただきます。区が選定する自動販売機の台数につきましては、一の「現況」にあります全部で四十台でございますが、先ほど言いました売店の中の八台を撤去したいという申し出でございます。あと、心身障害児者福祉連合会のほうはそのま

ま継続と確保されていまして、そのほかの荒川区地域振興公社の三十一台と、アイスクリームの自動販売機が不足しますので、それを二台新たに加えて三十三台で今後対応したいと考えております。

裏面にまいりました、(三)が、先ほど言いました心身障害児者福祉連合会につきましては引き続き継続というところでございます。

そして、公募の基本的な考え方が、多品目の飲料を提供することにより、入園者のニーズにこたえること、また、一社の事業者が三十三台の自動販売機を独占して設置することは好ましくないことから、自動販売機設置場所を、所有区分であります子育て支援部と教育委員会の部分にまず分割して、またさらに子育て支援部の部分の遊園地内を二分割しまして、全部で三グループとして、それぞれ異なる事業者に自動販売機の許可を与えようというものでございます。

これの意味合いとしましては、先ほどお話ししました多品目の飲料というのは、実は今まで許可を与えていた会社につきましてはいろいろな販売業者に許可を与えておりました。その関係で現在は種目が多種に及んでおります。その多種に及んでいるのを一社、二社で請負いますと、その業者の製品だけに偏り、選択の幅が減りますので、なるべく多品目を扱えるような業者を選みたいということなのです。

あともう一つは、全体の売り上げが、既存の三十一台で約二千三百万円程度ございます。今までは地域振興公社等で二〇%の使用料を徴収していたようでございます。全体で二千三百万円の売り上げの二〇%を得ていたものが、今、区のほかの公募方式でやりますと、せんだってやりました荒川スポーツセンターの例で言いますと、事業者のほうは「四〇%まで払ってもいい」と言

っておりますので、見込みでございますが、区の収入が二〇％程度多く見込めるといふこともございます。そのような意味合いで、公募によって競わせて三グループで三分割をしたいと考えております。また余りにも売り上げが大き過ぎますと利益が大きくなりまますので、三グループに分けます。しかし、別々にプロポーザルして、一者が三カ所ですとってしまうとそれも意味がございませんで、一括したプロポーザル方式を行いました、上位の三者にそれぞれ振り分けて設置させるということでございます。

続きまして、使用料につきましては、行政財産使用料条例と公園条例に基づきまして、四〇％を上限として使用料を定めたい。提案する使用料とさせていただきます。

許可期間につきましては、設置業者に対しまして、平成二十三年四月一日から三年間許可と考えております。

今後の予定につきましては以上でございます。

説明については以上です。

委員長

ありがとうございます。

質問ございますか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

よろしいですか。

それでは、その他、事務局のほうから何かありますか。

学務課長

きょうも一件ありましたので、今、お手元にインフルエンザのご通知を置かせていただきました。三学期に入りまして、実は先週の一月二十日からインフルエンザによる学級閉鎖がかなりふえてございます。一月二十日以降なのですが、小学校が五校、幼稚園が一園、それぞれ学級閉鎖という形になってございます。

今、情報といたしましては、ほとんどA型という形で診断されているという状況になっているものです。学校、幼稚園等につきましては、手洗い等の励行をさらに促していくという状況の中で対応を図っているところでございます。また、今後、インフルエンザ等によります学級閉鎖がありましたら、委員の先生方には逐一報告をさせていただきますというふうに考えてございます。以上でございます。

委員長

その他、事務局から何かありますか。

教育総務課長

私から何点かご連絡等を申し上げます。

本日でございますけれども、この委員会が終わった後に、隣の会議室で実施をしております小学校長会の研究発表会に協議会として出席をさせていたたくことを予定してございます。今、お席に研究発表会のしおりを置かせていただきました。本日の流れでございますけれども、基本的には、小学校長会の研究発表会の中に私どもが出席をするという形になってございます。来賓のあいさつということで、冒頭のところで委員長のほうから、本日に一言で結構でございますが、簡単なごあいさつを一言ちようだいするという流れになってございます。それと、研究発表が終わった後に質疑応答の時間を若干用意してございます。委員の皆様のご感想でも結構ですから、き

よりの発表を踏まえて何か一言お願いできればと思っております。

あわせて、二月一日の第二ブロックの教育委員会協議会の詳細につきましても本日、お手元に配らせていただきました。行程につきましても配らせていただきました。四時二十分から汐入東小の施設見学、その後、五時から教育委員会協議会を汐入東小学校の三階の会議室で行った上で、ホテルラングウッドに移動して六時から懇親会という流れでございます。当日出席される各区の委員さんの名簿もあわせてつけてございます。それから、それぞれの方の途中からの予定等についても記載させていただいておりますので、後ほど確認をいただければと思います。当日の協議会の進行につきましても裏面に式次第をつけてございますので、ご確認をお願いいたします。

それから、今後の教育委員会の日程につきましても本日お手元でございます。これまでも説明してまいりましたけれども、今回の二月十日は、峡田小学校で一時三十分から教育委員会協議会として研究発表を見学した後に、その会場で三時半から教育委員会を開催するといった予定になってございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、最後になります。実は本日、案件が大変多い中で時間をとることができませんでした。前回の協議会のときにご報告をさせていただいたのですが、私ども、現在の荒川区の学校教育ビジョンに基づきます推進プラン、平成二十年から二十二年度までの三カ年の計画をつくってこれまで活動してまいりました。この三月で計画期間が満了ということ、前回ご報告を差し上げましたように、事務局で改定案をまとめさせていただきます。本日、実は案の段階のものをお配りし、ご説明をと思っておいたのですが、時間の制約がございますので、先生方のところに来週お送りした後に、次回の委員会でご説明を差し上げたいと思います。先生方にお送りをした上で、並行して庁内の関係各課との調整に入らせていただきたいと思いますので、どうぞご了承をお願いい

たします。

以上でございます。

本日は長時間にわたりましてありがとうございます。

教育長

青山先生のテレビ出演予定についてご説明してください。

教育総務課長

テレビ番組に青山先生が出演されるとの情報いただきました。本日、BSフジテレビで夜の七時五十七分から八時五十四分の間で「金曜日のキセキ」という番組に、それから、二月四日のテレビ東京、夜の七時五十四分から八時五十四分の予定で、「この日本人がスゴイらしい。」という番組に出演されるとのことでございます。

青山委員

私がすごいのではないのです。すごい人を解説するだけです。

教育総務課長

以上二つのテレビ番組に青山先生が出演されます。

高野委員

もう一度お願いします。

教育長

手元のメモをコピーして配ってください。そのほうが早いです。

高野委員

そうですね。

教育総務課長

後ほどコピーをとってお配りいたします。

小林委員

きょうの番組というのは何ですか。

青山委員

地下鉄の一元化です。

教育部長

この間、新聞で取りあげられていました。

青山委員

ここの近所で言えば、豊洲から住吉とか新路線をつくらなければいけないわけですよ。そういうのを次の仕事できちっとやっていくべきだと思います。

委員長

すみません。時間がなくなりました。

本日の委員会を終了いたします。冒頭ご報告しましたように、休憩後、協議会として、午後三時半より小学校長会研究発表会の出席を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございます。

―――了―――